

検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「保医発0330第8号」により、下記の検査項目において検査実施料の適用が行われましたので、ご案内いたします。

よろしくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

適用日

平成24年4月1日から適用

新規収載項目

- CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)……検討予定
- CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)
- ALK融合遺伝子標本作製

測定方法が追加された項目

- HER2遺伝子標本作製〔CISH法〕

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

保健科学グループ



株式
会社

保健科学研究所

本社／ 横浜市保土ヶ谷区神戸町 106 TEL 045-333-1661
仙台支社／ 仙台市宮城野区扇町 1-3-5 TEL 022-236-9345
中部支社／ 名古屋市西区則武新町 2-20-17 TEL 052-582-3201
大阪支社／ 豊中市原田中 1-2-3 TEL 06-6843-5622
福岡支社／ 福岡市博多区山王 2-14-34 TEL 092-452-0851

い か が く 組 織 科 学 研 究 所
遠 州 予 防 医 学 研 究 所 新 潟 臨 床 検 査 セ ン タ ー
小 田 原 衛 検 日 本 厚 生 団 衛 生 科 学 研 究 所
カ ス タ ム メ デ ィ カ ル 研 究 所 日 本 ノ ー バ メ デ ィ カ ル 研 究 所
相 模 医 研 保 健 科 学 東 日 本
湘 南 医 化 学 検 査 セ ン タ ー

● 検査実施料の新規収載項目

適用日:平成24年4月1日

検 査 項 目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)	4,000点 + 6,000点	血液学的検査 (判断料:144点)	「D006-4」遺伝学的検査 + 「D023」微生物核酸同定・定量検査の12	ア CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番号「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。 イ CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)及びCCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があつて併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

検 査 項 目	実施料	診療報酬点数区分	備考
ALK融合遺伝子標本作製	4,000点 + 2,520点	「D006-4」遺伝学的検査 + 「D006-9」WT1mRNA	ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 イ ALK融合遺伝子標本作製は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1mRNAの所定点数を併せて算定する。その際、「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1mRNAに係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。
CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)	4,000点 + 6,000点	「D006-4」遺伝学的検査 + 「D023」微生物核酸同定・定量検査の12	ア CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。 イ CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)及びCCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があつて併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

● 「測定方法」の追加收載項目

適用日:平成24年4月1日

検 査 項 目	実施料	診療報酬点数区分	備考
HER2遺伝子標本作製 ◆ CISH法	2,700点	「N005」HER2遺伝子標本作製	ア HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒトモノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法、SISH法又はCISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 イ 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。